

議員提出議案第3号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議
規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年3月18日 提出

提出者	琴浦町議会議員	手嶋正巳
賛成者	同	井木裕
	同	川本正一郎
	同	澤田豊秋
	同	山本秀正
	同	川本善孝

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

提案理由説明

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 条例改正理由

これは、琴浦町議会の議員報酬の期末手当に関し、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改正された特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じて、所要の改正を行うものであります。

2 改正案の概要

(1) 期末手当を 0.10 月引き下げ、年 3.250 月とする。

ア) 令和 4 年度以降の期末手当の支給割合を、6 月期、12 月期、それぞれ、現行 1.675 月を 1.625 月に改める。

イ) 昨年 12 月ボーナス引下げ相当額は、本年 6 月ボーナスで調整。

令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき算定される額から令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 167.5 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。

(2) 施行期日等

ア) 施行期日については、国の特別職給与法改正の成立に合わせた形となるよう、規則委任し、対応するものとする。

イ) 上記、(1)のイ)に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年琴浦町条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬月額100分の120に相当する額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。